

渉外事案の適用関係の概略と 民事訴訟における考えられる 主張ポイント集

～「不正競争防止法における渉外的な侵害事案等
についての制度に関する調査研究報告書」から～

令和2年6月
知的財産政策室

◇目 次

(i)	はじめに	2
(ii)	涉外事案への法律の適用	5
	①国際私法（準拠法の選択）	5
	②国際裁判管轄	7
	(参考) 涉外事案への刑事罰の適用に関する考え方の整理...	8
(iii)	不正競争類型別の涉外事案についての不正競争防止法の適用 関係（民事・刑事）と民事訴訟での主張の方策	
	事例1-1 営業秘密にかかる事例① 従業員の持ち出し事案 （企業Xが被害者のケース）	9
	事例1-2 営業秘密にかかる事例① 従業員の持ち出し事案 （企業Xが加害者とされ反論を行うケース）	13
	事例2-1 営業秘密にかかる事例② サーバからの漏えいの事案 （企業Xが被害者のケース）	15
	事例2-2 営業秘密にかかる事例② サーバからの漏えいの事案 （企業Xが加害者とされ反論を行うケース）	17
	事例3-1 営業秘密にかかる事例③ 支社からの漏えい事案 （企業Xが被害者のケース）	19
	事例3-2 営業秘密にかかる事例③ 支社からの漏えい事案 （企業Xが加害者とされ反論を行うケース）	21
	事例4 限定提供データにかかる事例 提供先からの漏えい事案	23
	事例5 技術的制限手段にかかる事例① 無効化装置の提供事案	27
	事例6 技術的制限手段にかかる事例② 不正シリアルコードの提供事案	29
	事例7 技術的制限手段にかかる事例③ 無効化サービスの提供事案	31
	事例8 商品等表示（周知表示）にかかる事例 海外サーバ上での商品等表示使用事案	33
	事例9 商品等表示（著名表示）にかかる事例 海外サーバ上での商品等表示使用事案	35
	事例10 形態模倣品侵害にかかる事例 海外での形態模倣品販売事案	37
	事例11 信用毀損にかかる事例① 海外取引先への虚偽事実告知事案	39
	事例12 信用毀損にかかる事例② 海外サーバ上での虚偽事実流布事案	41

(i) はじめに

この主張ポイント集は、不正競争防止法が規定する行為類型毎に、特に民事訴訟を念頭に置いて、具体的事例に即し、仮に、ある企業が、各事例の「X」（原告）の立場に直面した場合に、日本の裁判所において、日本法を適用した解決を図りたいと考えた場合を想定し、このような当事者の意図・目的を実現するためには、どのような主張を行うことが有効であるかという「主張のポイント」について、令和元年度に開催された「不正競争防止法における渉外的な侵害事案等についての制度に関する調査研究委員会」での議論内容を踏まえて、まとめたものである。

仮に、「X」の立場におかれた場合に、日本の裁判所において、日本法を適用して解決を図りたいと考える場合には、本主張ポイント集を是非参考にされたい。

ただし、「X」の立場におかれた各企業においては、当然、相手方が所在する国等、関係する外国の裁判所に対する訴訟提起や、当該国の準拠法決定規則に従った準拠法に基づく解決を選択することも一つの訴訟戦略であり、このような企業の訴訟戦略について、本主張ポイント集は否定するものではない。

なお、同委員会においては、適用関係の考え方や各主張の有力性の程度について整理を行っているが、渉外的な不正競争防止法違反事案に関する裁判例の蓄積が少ない中、整理を行ったものであり、今後の裁判例の蓄積等によって、各主張の有力性の程度が変化していくことは考えられる。

また、現時点における裁判例の蓄積が少ないことを踏まえると、可能性のある主張について、ある程度網羅的に整理しておくことは、対応を検討する企業等にとって有用と考えられたため、この主張ポイント集においては、可能な限り、考えられる主張を網羅的に整理している。

※本主張ポイント集を含む上述の委員会報告書は、以下のURLにおいて公表されています。元となった適用関係についての考え方など議論の詳細にご関心のある場合は、こちらをご参照ください。:

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2019_03_01.pdf

○「主張ポイント集」の構成

【事例●】…に係る事例

不正競争防止法の類型ごとに想定される渉外事案の例を提示

想定例を素材にして、委員会で議論・検討された①準拠法(国際私法)、②国際裁判管轄に関する考え方について整理し、ポイントを紹介。

事例●において、被害を受けた企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

(1) 準拠法

- ◎多数の者の支持が得られると考えられる主張
✓ …
- 一定の支持が得られると考えられる主張
✓ …
- △その他考えられる主張
✓ …

(2) 国際裁判管轄

- ◎多数の者の支持が得られると考えられる主張
✓ …
- 一定の支持が得られると考えられる主張
✓ …
- △その他考えられる主張
✓ …

◆ 原則、見開き 2 ページで構成。

◆ 左頁では、不正競争防止法の類型ごとに想定される渉外事案の事例を提示するとともに、委員会において整理された適用関係に関する考え方を紹介。（5～8頁参照）

➢ 「委員会での議論の整理」の項目において、委員会において結論付けた各見解の有力性の程度（6頁・8頁図表参照）を、「◎」、「○」、「△」で再掲。

◆ 右頁では、委員会での議論を踏まえ、民事訴訟を念頭に、「X」の立場にたったときに、準拠法、国際裁判管轄についての主張（立論）の方法について、以下の区分で紹介。

- ◎多数の者の支持が得られると考えられる主張 ← 一般的に、最も受け入れられると考えられた主張
- ○一定の支持が得られると考えられる主張 ← 一般的に、通説的な理解とまではいえなくても、有力であると考えられた主張
- △その他考えられる主張 ← 一般的に、採用できないとまではいえず主張の可能性はあると考えられるものの、支持者が多くはないであろうと考えられた主張

◆ 各主張の末尾に、左頁のどの見解に基づく主張であるかを、【 】（準拠法）、〔 〕（国際裁判管轄）を使って表現。（例：A管理地(法)説に基づく主張であれば、準拠法は【A】、国際裁判管轄については〔A〕。また、いずれの見解に基づいても可能な主張については【全】等と記載。）

(ii) 渉外事案への法律の適用 ①国際私法（準拠法の選択）

- 複数の国（当事者、行為地、財産所在地など）にまたがる渉外事案は、法廷地の国際私法の規定に基づき、事案の性質に応じて関係が深いと考えられる国の法律が、準拠法として選択され、適用される。
（←日本の場合、「法の適用に関する通則法」）
- 渉外的な不正競争に関する事案は、不法行為の一態様に当たることから、通則法（第17条）に基づいて「結果発生地」の法律が適用される。
 - 「結果発生地」の具体的な意義は、不正競争の類型に応じて異なる。 ※後掲参照
 - 国外犯処罰・海外重課の規定がある営業秘密侵害については、国際私法の規定を介さずに日本の不正競争防止法を適用すべき、とする考え方もある。（絶対的強行法規説）

準拠法に関する考え方の整理

I 法の適用に関する通則法；不正競争については、不法行為の考え方が当てはまる

- ①第17条 不法行為 → 原則：「加害行為の結果が発生した地」の法律が準拠法。
※具体的には「法益侵害の結果が発生した地」
ただし、その地での結果の発生が通常予見できない場合は、「加害行為地」の法律が準拠法となる。
- ・第19条 名誉・信用毀損の特例（被害者の常居所地・主たる事業所の所在地）
→ 信用毀損（不競法第2条第1項第21号）では考慮の余地あり。
- ②例外規定による準拠法の修正
- ・第20条 「明らかに密接な関係がある地」の法律がある場合
（共通常居所地、契約義務違反に伴う不法行為、その他の事情）
- ・第21条 当事者による準拠法の事後的変更
- ・第22条 不法行為についての公序による制限
（外国法によるべき場合であっても、不法行為原因・請求方法について日本法を累積的に適用。→外国法での懲罰的賠償請求は認められず）
- ・第43条 公序
（外国法によるべき場合であっても、外国法の適用<した結果>が国際法上の公序に反する場合は、その外国法を適用しない。）

II 絶対的強行法規説；国際私法の規定を介さずに、法令の趣旨・内容から当然に日本法が適用される、とする見解 ※特に営業秘密侵害関係

- ・絶対的強行法規とは、準拠法選択規則による通常の準拠法指定に拘わらず、わが国が法廷地である限り、その内容が貫徹されるべきであるという法規のこと。一般に、ある法規が絶対的強行法規であるか否かの決定基準は、当該法規の趣旨・目的に示される強行性ないし公権力性とされており、国家の政治的・社会的・経済的組織の保護に必要な法規は絶対的強行法規であると考えられている。
- ・少なくとも日本の刑事罰の規定が適用される範囲では民事でも日本法が適用されるべきであり、そのため、絶対的強行法規の考え方を取り入れるべき。
- ・国外犯処罰、海外重罰が規定されている点を踏まえると、営業秘密侵害にかかる民事の渉外事案についても、日本の不競法が適用されるべき。

- 通則法第17条の「結果発生地」とは、「法益侵害の結果が発生した地」と解されている。
- 不正競争の類型ごとに保護法益は異なっており、これを踏まえて整理。

適用の根拠	準拠法の選択のポイント (連結点) ※特に通則法第17条の「結果発生地」に関する具体的な考え方	営業秘密	限定提供データ	技術的制限手段	商品等表示	形態模倣	信用毀損
通則法 ↓ 結果発生地の考え方	A「管理地」法説	○	○	－	－	－	－
	B「行為地」法説	◎	◎	◎	△	△	△
	C「市場地」法説	○	○	△	◎	◎	○
	D「被害企業所在地」法説	△	△	△	△	△	○ (19条)
E 絶対的強行法規説		○	－	－	－	－	－

【凡例】 ◎ 本委員会において多数の者の支持が得られた見解
 ○ 本委員会において一定の支持が得られた見解
 △ 本委員会において必ずしも支持が得られなかった見解

- A「管理地」法説
 侵害された営業秘密、限定提供データが実際に管理されている地
- B「行為地」法説
 例えば、営業秘密の場合、不正取得された地、不正使用された地、不正開示された地など、問題となっている侵害行為が行われた地
- C「市場地」法説
現実的に売上げが減少した地又はそのおそれのある地
 〔個別の類型に即して具体的に考えられる場所〕

 - ・周知表示混同惹起行為（第1号）の場合、混同発生地
 - ・著名表示冒用行為（第2号）の場合、冒用による希釈・汚染等の発生地
 - ・形態模倣品提供行為（第3号）の場合、先行者の販売利益の逸失地である模倣品提供地
 - ・信用毀損行為（第21号）の場合、企業の信用が減少・毀損された虚偽情報が告知・流布された地
- D「被害企業所在地」法説
不正競争により営業上の利益を害された企業の所在地

(ii) 渉外事案への法律の適用 ②国際裁判管轄

- 複数の国（当事者、行為地、財産所在地など）にまたがる渉外事案は、いずれの国の裁判所で民事訴訟を行うことができるかが問題となる。
- 日本では、民事訴訟法の国際裁判管轄に関する規定に基づき、日本の裁判所で裁判を行うことができるか否かが判断される。
- 渉外的な不正競争に関する事案は、不法行為の一態様に当たることから、民訴法（第3条の3第8号）に基づいて、「加害行為地」「結果発生地」のいずれかが日本の場合、日本で裁判を行うことが可能。
 - この他、被告の所在地、事案に係る営業所の所在地など、民事訴訟一般に当てはまる管轄原因によっても、日本での民事訴訟が認められる場合がある。

国際裁判管轄に関する考え方の整理

☆ 民事訴訟法；不正競争の管轄については、不法行為の考え方が当てはまる

①不法行為地（第3条の3第8号）

→ 「不法行為があった地」が日本の場合

※不法行為地には、「加害行為地」、「結果発生地」の両方が含まれる。

ただし、海外での加害行為の結果が日本で発生することを通常予見できない場合を除く。（←通則法第17条と同様の規定あり。）

※また、「結果発生地」は、通則法第17条の結果発生地と同様の解釈が可能。

②この他、民事訴訟一般に考えられる主な管轄原因

- ・被告の所在地（第3条の2）：被告の住所地、法人の主たる事務所の所在地など
- ・契約上の義務履行地（第3条の3第1号）
- ・財産所在地（第3条の3第3号）：請求の目的である財産が日本にある場合
- ・営業所の所在地（第3条の3第4号）※訴訟内容と営業所の業務とに関連が必要。
- ・事業活動地（第3条の3第5号）※外国法人が日本で行う事業に関連する訴訟。
- ・合意管轄（第3条の7）：当事者が日本で裁判を行うことに合意した場合
- ・応訴管轄（第3条の8）：被告が日本の管轄権を争わず、本案の進んだ場合
- ・併合請求管轄（第3条の6）：
 - － 同一の被告に対する、密接な関連を有する複数の請求
 - － 複数の被告に対する、密接な関連を有する請求（訴訟の目的である権利又は義務が共通するとき、または、同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき）

③「特別の事情」による訴えの却下（第3条の9）

- ・「事案の性質」、「応訴による被告の負担の程度」、「証拠の所在地」「その他の事情」を考慮して、当事者間の衡平を害し、適正・迅速な審理の実現を妨げることとなる「特別の事情」があると認められる場合は、訴えの全部又は一部を却下する可能性あり。

- 民訴法第3条の3第8号の「不法行為地」とは、「加害行為地」及び「結果発生地」（準拠法に関する通則法第17条の考え方を参照）と解されている。
- 不正競争の類型ごとに保護法益は異なっており、これを踏まえて整理。

適用の根拠	国際裁判管轄の判断のポイント ※特に民訴法第3条の3の不法行為地のうちの「結果発生地」に関する具体的な考え方	営業秘密	限定提供データ	技術的制限手段	商品等表示	形態模倣	信用毀損
民訴法 ↓ 結果発生地の考え方	A 「管理地」説	○	○	－	－	－	－
	B 「行為地」説	◎	◎	◎	△	△	△
	C 「市場地」説	○	○	△	◎	◎	○
	D「被害企業所在地」説	△	△	△	△	△	○

いずれの行為類型とも加害行為地にも国際裁判管轄が認められる。

- 【凡例】 ◎ 本委員会において多数の者の支持が得られた見解
○ 本委員会において一定の支持が得られた見解
△ 本委員会において必ずしも支持が得られなかった見解

（参考） 渉外事案への刑事罰の適用に関する考え方の整理

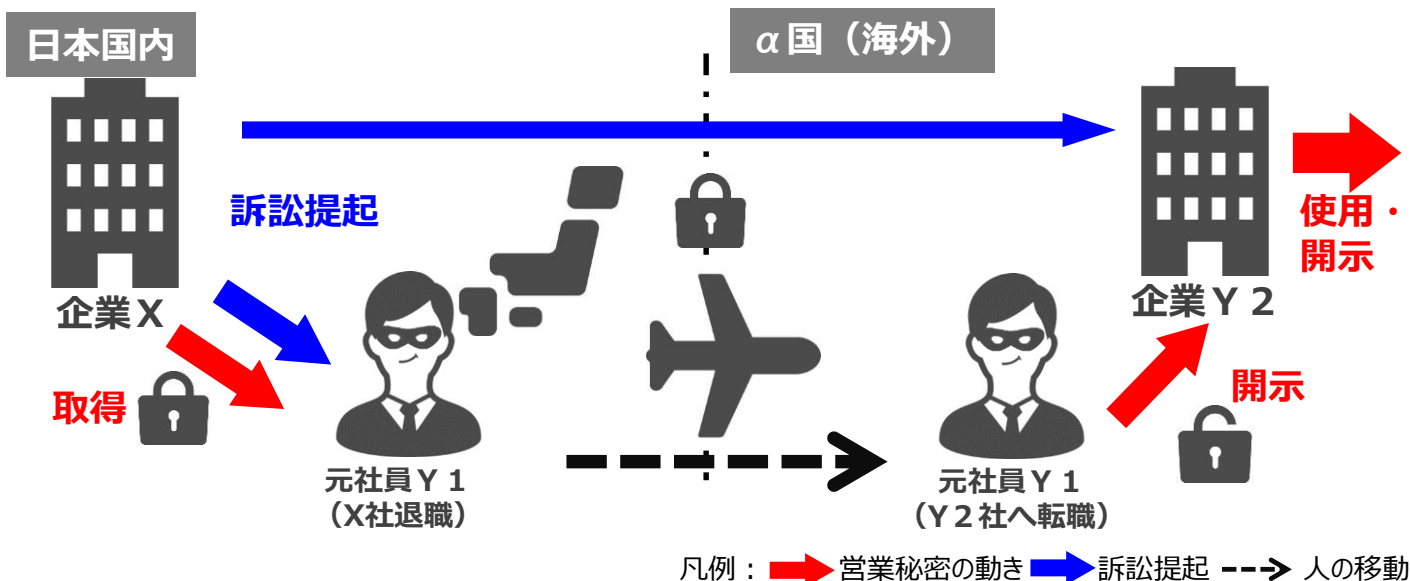
- 国境をまたぐ犯罪（刑事事犯）に対しては、属地主義の原則から、構成要件該当行為（行為、結果、中間影響地）の一部が日本国内で行われていれば、日本法が適用される。【原則：属地主義・遍在説】
- この他、国外犯の処罰規定がある場合など、国境をまたぐ犯罪に対する処罰規定が設けられている場合にも、日本法の適用が可能。【例外：国外犯処罰規定の存在】
 - 不正競争防止法違反罪のうち、営業秘密侵害罪については、国外犯の処罰規定（第21条第6項、同条第3項第3号）あり。
 - 「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」に該当すれば、構成要件該当行為の一部が日本国内で発生していなくても、日本法（不競法第21条第6項、同条第3項第3号）が適用可能。

【事例 1 – 1】営業秘密にかかる事例① 従業員による不正持出し事案

企業Xが被害者となるケース

企業Xの元社員Y1が、Xを退職したうえ、企業Y2に転職し、Y2に対し、X在籍時（or X退職後）に取得したXの営業秘密を漏えい（開示）。Y2は、Xの営業秘密を取得したうえ使用・開示。

Xは、Y1・Y2両者に対し、差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方

I 通則法（同法第17条）

【A】管理地法説《○》 → 日本法適用

【B】行為地法説《◎》 → 元社員Y1:取得の場合日本法適用、開示の場合α国法適用
企業Y2:取得・使用・開示の場合α国法適用

【C】市場地法説《○》 → α国法適用

【D】被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用（企業Xが日本企業である場合）

II 【E】絶対的強行法規説《○》 → 日本法適用

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

【A】管理地説《○》 → 日本の管轄肯定

【B】行為地説《◎》 → 元社員Y1:取得の場合日本の管轄肯定、開示の場合否定
企業Y2:取得・使用・開示の場合日本の管轄否定

【C】市場地説《○》 → 否定（元社員Y1の取得は加害行為地で管轄肯定）

【D】被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定（企業Xが日本企業である場合）

【事例 1 – 1】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本法の適用を主張する場合、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

Y1（元社員）に対する主張

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 取得行為は日本で行われているため、取得行為を対象とする訴えの結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張（もっとも、開示行為は、海外で行われているため、開示行為を対象とする訴えの結果発生地（通則法第17条）は海外と考えられる。）【B】
- ✓ 〔退職時の誓約書等に反する守秘義務違反が認められれば、〕「当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われた」（通則法第20条）場合に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。【全】

Y1の退職時に秘密保持契約等を締結し、当該契約において、紛争発生時の準拠法を日本法とすることを合意しておくことで、日本法を準拠法として適用できる可能性が高まる。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であることから、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】
- ✓ Y1の行為は、不競法の刑事罰（特に国外犯処罰規定・海外重罰）の対象となる行為であることから※1、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張。【E】
- ✓ （通則法第17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、）日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ （企業Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

Y2（企業）に対する主張

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であることから、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】
- ✓ Y2の行為は、不競法の刑事罰（特に国外犯処罰規定・海外重罰）の対象となる行為であることから※2、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張。【E】
- ✓ （特に、転得者Y2との関係では、予見可能性（通則法17条但書）が問題となるが、）〔Y1との間に共同不法行為が成立し得る関係があれば、〕日本での結果発生について予見可能性があるため、通則法第17条但書は適用されないという主張。【全】
- ✓ （特に、転得者Y2との関係では、予見可能性（通則法第17条但書）が問題となるが、）〔Y1がXの元社員であること等から、Y2がY1から示された情報がXの営業秘密であると認識可能であったといえれば、〕日本での結果発生について予見可能性あるため、通則法第17条但書は適用されないという主張。【全】
- ✓ （通則法第17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、）企業Xが日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ （企業Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

※1 取得について21条1項3号（or同項1号）に、開示について21条6項、同条1項4号（or同項2号）に、該当しうる。

※2 取得（転得）について22条1項2号、21条6項、21条1項7号に、使用について22条1項1号、21条3項3号に、開示について22条1項1号、21条6項、同条3項2号に、該当しうる。

【事例 1 – 1】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本の裁判所の国際裁判管轄を主張する場合、どのような主張が可能か。

2. 国際裁判管轄

Y1（元社員）に対する主張

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 取得行為は日本で行われているため、取得行為を対象とする訴えの加害行為地・結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、また、これに引き続いて行われた開示行為には併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるため、Y1に対する訴えには日本に管轄が認められるという主張。〔B〕
- ✓ 〔退職時の誓約書等において合意管轄が定められていれば、〕合意管轄（民訴法第3条の7第1項、同条第6項）として日本に管轄が認められるという主張。〔全〕

Y1から、退職時に企業Xの営業秘密を全て返還していることに関する誓約書を受領し、当該誓約書において、合意管轄地を日本の裁判所と合意しておくことで、訴訟提起の際、日本の裁判所の管轄を主張できる可能性が高まる。
- ✓ 〔退職時の誓約書等に反する守秘義務違反が認められれば、〕債務不履行に基づく請求には、契約上の債務に関する訴えの管轄（民訴法第3条の3第1号）が認められ、不競法違反に基づく請求にも併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。〔全〕

Y1から、退職時に企業Xの営業秘密を全て返還していることに関する誓約書を受領しておくことで、（仮に合意管轄を設定できていなくても、）訴訟提起の際、日本の裁判所の管轄を主張できる可能性が高まる。
- ✓ 〔Y1の財産が日本にあれば、〕損害賠償請求については第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求についても密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。〔全〕

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の管轄が認められるという主張。〔A〕

△ その他考えられる主張

- ✓ （Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の管轄が認められるという主張。〔D〕

【事例 1 – 1】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本の裁判所の国際裁判管轄を主張する場合、どのような主張が可能か。

Y2（企業）に対する主張

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓〔Y1に対する訴えについて国際裁判管轄が認められる場合で、Y1・Y2間に共同不法行為が成立し得る関係がある場合には、〕「訴訟の目的である…義務が数人について共通であるとき」にあたるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。〔全〕
- ✓〔Y2の財産が日本にあれば、〕損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（第3条の6）が認められるという主張。〔全〕

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 日本で管理する営業秘密に対する侵害行為であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の管轄が認められるという主張。〔A〕
- ✓（特に、転得者Y2との関係では、予見可能性が問題となるが、）〔Y1との間に共同不法行為が成立し得る関係があれば、〕日本での結果発生について予見可能性があるため、日本の管轄が認められるという主張（民訴法第3条の3第8号）。
- ✓（特に、転得者Y2との関係では、予見可能性が問題となるが、）〔Y1がXの元社員であること等から、Y2がY1から示された情報がXの営業秘密であると認識可能であったといえれば、〕Y2に日本での結果発生について予見可能性があるため、日本の管轄が認められるという主張（民訴法第3条の3第8号）。
- ✓ Y1に対する訴えについて国際裁判管轄が認められる場合で、（Y1・Y2間に共同不法行為が成立し得る関係がない場合であっても、）Y2が不正開示行為の存在等について悪意又は重過失であれば、「同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき」にあたるので、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓（企業Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の管轄が認められるという主張。〔D〕

【事例 1 – 2】営業秘密にかかる事例① 従業員による不正持出し事案

企業Xが加害者と主張されており反論を行うケース

企業Yの元社員Zが、Yを退職したうえ、企業Xに転職し、Xに対し、Y在籍時に取得していたYの営業秘密を漏えい（開示）し、Xは、当該Yの営業秘密を取得したうえ使用・開示したと疑われている。

Xは、Yに対し侵害していないことの確認訴訟（債務不存在確認請求訴訟）を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方

I 通則法（同法第17条）

- 【A】管理地法説《○》 → α 国法適用
- 【B】行為地法説《◎》 → 取得・使用・開示の場合 **日本法適用**
- 【C】市場地法説《○》 → **日本法適用**
- 【D】被害企業所在地法説《△》 → α 国法適用（企業Yがα国企業である場合）

II 【E】絶対的強行法規説《○》 → **日本法適用**

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔A〕管理地説《○》 → α 国法適用
- 〔B〕行為地説《◎》 → 取得・使用・開示の場合 **日本の管轄肯定**
- 〔C〕市場地説《○》 → **日本の管轄肯定**
- 〔D〕被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄否定（企業Yがα国企業である場合）

【事例 1 – 2】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本の裁判所において、日本法を適用して、債務不存を確認請求訴訟を提起しようとする場合、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ (Xの行為が不正競争に該当するとすれば、) Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり日本法が準拠法になるという主張。【B】
- ✓ (結果発生地が日本でないとしても、) Xの行為が、取得・使用・開示とも日本で行われていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ (Xの行為が不正競争に該当するとすれば、) Xの行為は不競争法の刑事罰の対象となる行為であることから※1、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張【E】
- ✓ (Xの行為が不正競争に該当するとすれば、) Xの使用・開示行為の結果、日本市場における公正な競争が阻害されるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり日本法が準拠法になるという主張。【C】

△ その他考えられる主張

- ✓ (結果発生地がα国と判断されても、) Zと共同不法行為の関係にないなど、α国での結果発生は通常予測できなかったといえるため、加害行為地である日本の法が準拠法になるという主張(通則法第17条但書)。

Z雇用の際、Zが他企業の情報を持ち込んでいないかを確認するとともに、Zに誓約させること等によって、有事の際、日本法を適用できる可能性が高まる。

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ (Xの行為が不正競争に該当するとすれば、) Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張※2。【B】
- ✓ (Xの行為が不正競争に該当するとすれば、) Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、加害行為地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【全】

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ (Xの行為が不正競争に該当するとすれば、) Xの使用・開示行為の結果、日本市場における公正な競争が阻害されるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【C】

△ その他考えられる主張

- ✓ (仮にα国において、YのX (+Z) に対する差止請求・損害賠償請求がなされている等の場合には、) (Yが日本にも支社を有すること等、) Yが日本の裁判所で応訴することに特段の支障がないことや、(Yが主張する) Xによる不正競争行為に関する証拠等の証拠が日本に集中していること等の事情があるため、特別の事情による訴えの却下（民訴法第3条の9）は認められないという主張。

※1 取得・使用・開示について22条1項2号、21条1項7号に該当する。

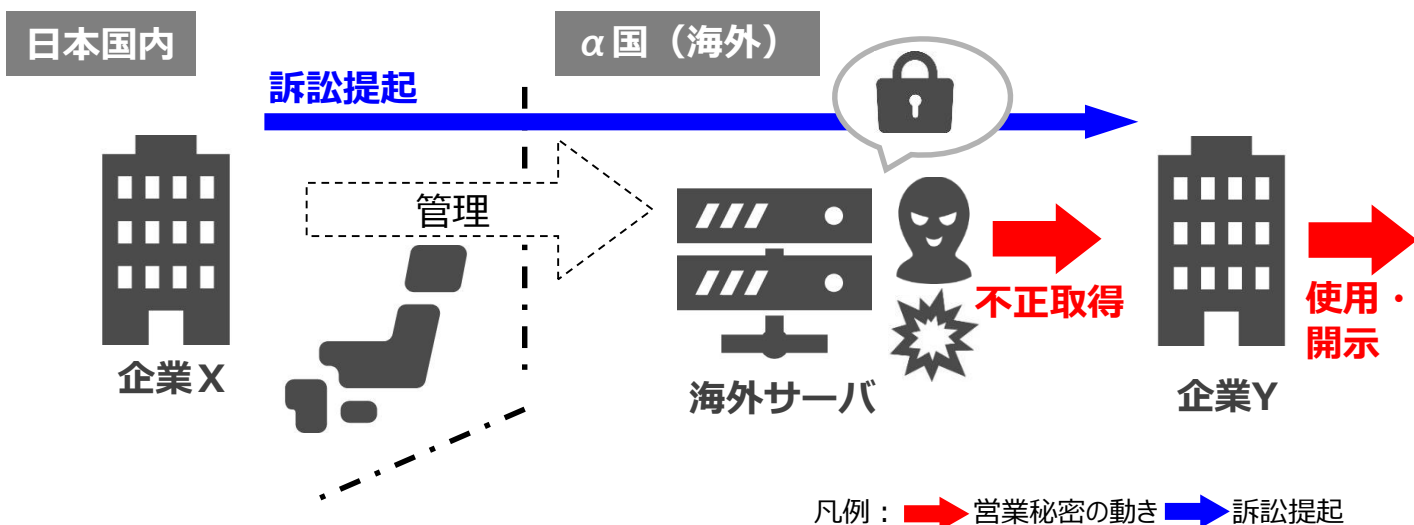
※2 不法行為に関する債務不存確認の訴えについて不法行為地管轄の利用を肯定すると、加害者の選択する法廷地での応訴を強いる結果となり、問題視する見解がある。

【事例2－1】営業秘密にかかる事例② サーバからの漏えい事案

企業Xが被害者となるケース

企業Xが、海外サーバ上で管理している営業秘密を、企業Yによって海外で不正取得・使用・開示等された。

Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方

I 通則法（同法第17条）

- 【A】管理地法説《○》 → 日本法適用
- 【B】行為地法説《◎》 → α国法適用
- 【C】市場地法説《○》 → α国法適用
- 【D】被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用（企業Xが日本企業である場合）

II 【E】絶対的強行法規説《○》 → 日本法適用

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔A〕管理地説《○》 → 日本の管轄肯定
- 〔B〕行為地説《◎》 → 日本の管轄否定
- 〔C〕市場地説《○》 → 日本の管轄否定
- 〔D〕被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定（企業Xが日本企業である場合）

【事例2－1】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ Yの行為は、企業Xが管理する営業秘密に対する侵害行為であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。特に、サーバ所在地は特段意味を持たないため、サーバ上の営業秘密に対する侵害行為の結果発生地を考えるにあたっては、どこのサーバ上で営業秘密が管理されているか、どこのサーバ上の営業秘密が侵害されたかは考慮すべきではなく、どこで営業秘密に対する実質的な管理・コントロールがなされていたかを考慮すべきであり、本件では、企業Xが、日本で営業秘密に対する実質的な管理・コントロールをしていたといえるため、日本法が準拠法になるという主張。【A】
- ✓ Yの行為が不競法の刑事罰（特に国外犯処罰規定・海外重罰）の対象となる行為であることから※、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張。【E】
- ✓ （通則法17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、）企業Xが管理する営業秘密が対象となっていること、サーバ上での管理の場合には、サーバ所在地や行為地は考慮すべきではないこと等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ （企業Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [Yの財産が日本にあれば、]損害賠償請求については民訴法3条の3第3号の管轄が認められ、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ Yの行為は、企業Xが管理する営業秘密に対する侵害行為であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。特に、サーバ所在地は特段意味を持たないため、サーバ上の営業秘密に対する侵害行為の結果発生地を考えるにあたっては、どこのサーバ上で営業秘密が管理されているか、どこのサーバ上の営業秘密が侵害されたかは考慮すべきではなく、どこで営業秘密に対する実質的な管理・コントロールがなされていたかを考慮すべきであり、本件では、企業Xが、日本で営業秘密に対する実質的な管理・コントロールをしていたといえるため、日本に管轄が認められるという主張。【A】

仮に、営業秘密を管理しているサーバが日本にあれば、日本法の適用や日本の裁判所の管轄をより主張しやすくなることため、サーバ契約をする際、日本のサーバを契約することも検討。

△ その他考えられる主張

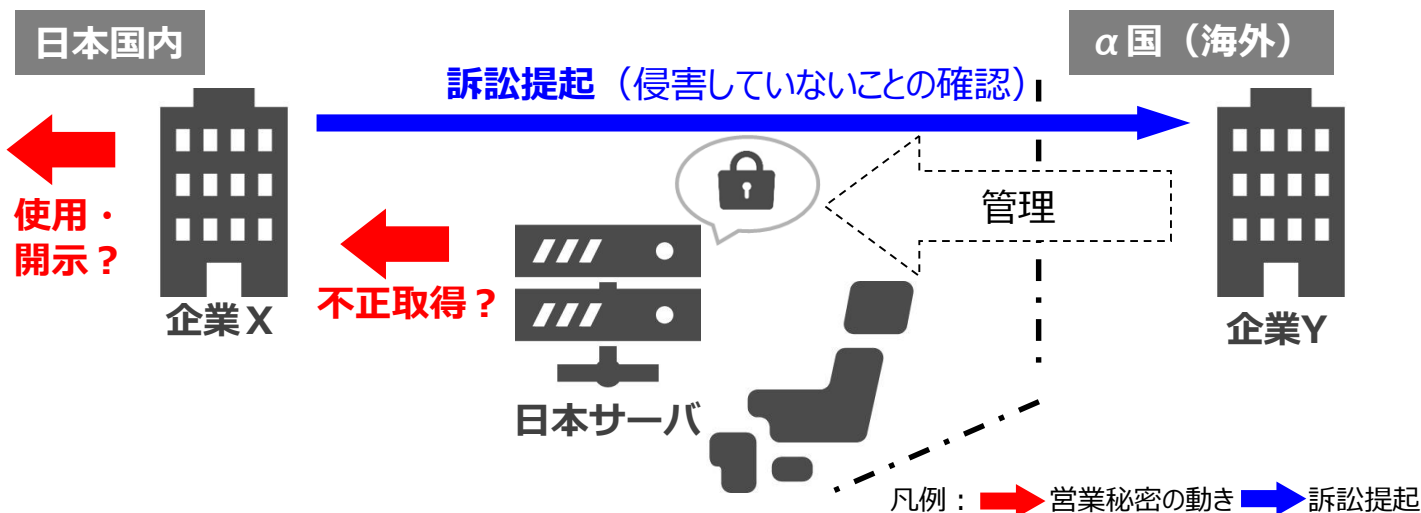
- ✓ （Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の管轄が認められるという主張。【D】

【事例 2 - 2】営業秘密にかかる事例② サーバからの漏えい事案

企業Xが加害者と主張されており反論を行うケース

企業Xが、企業Yが日本のサーバ上で管理している営業秘密を、日本で不正取得・使用・開示等したと疑われている。

Xは、Yに対し、侵害していないことの確認訴訟（債務不存在確認請求訴訟）を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方

I 通則法（同法第17条）

- [A] 管理地法説《○》 → α 国法適用
- [B] 行為地法説《◎》 → 日本法適用
- [C] 市場地法説《○》 → 日本法適用
- [D] 被害企業所在地法説《△》 → α 国法適用（企業Yがα国企業である場合）

II [E] 絶対的強行法規説《○》 → 日本法適用

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- [A] 管理地説《○》 → 日本の管轄否定
- [B] 行為地説《◎》 → 日本の管轄肯定
- [C] 市場地説《○》 → 日本の管轄肯定
- [D] 被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄否定（企業Yがα国企業である場合）

【事例2－2】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本の裁判所において、日本法を適用して、債務不存在確認請求訴訟を提起しようとするときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （仮にXの行為が不正競争行為に該当するとすれば、）Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり日本法が準拠法になるという主張。【B】
- ✓ （結果発生地が日本でないとしても、）Xの行為が、取得・使用・開示とも日本で行われていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （Xの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの使用・開示行為の結果、日本市場における公正な競争が阻害されるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり日本法が準拠法になるという主張。【C】
- ✓ （仮にXの行為が不正競争行為に該当するとすれば、）Xの行為は不競法の刑事罰の対象となる行為であることから※1、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張【E】

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （仮にXの行為が不正競争行為に該当するとすれば、）Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張※2。【B】
- ✓ （Xの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、加害行為地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【全】

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （Xの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの使用・開示行為の結果、日本市場における公正な競争が阻害されるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【C】

△ その他考えられる主張

- ✓ （仮に外国において、YのX（＋Z）に対する差止請求・損害賠償請求がなされている等の場合には、）〔Yが日本にも支社有すること等、〕Yが日本の裁判所で応訴することに特段の支障がないことや、（Yが主張する）Xによる不正競争行為に関する証拠等の証拠が日本に集中していること等の事情があるため、特別の事情による訴えの却下（民訴法第3条の9）は認められないという主張。

※1 取得・使用・開示について22条1項2号、21条1項1号・2号に該当しうる。

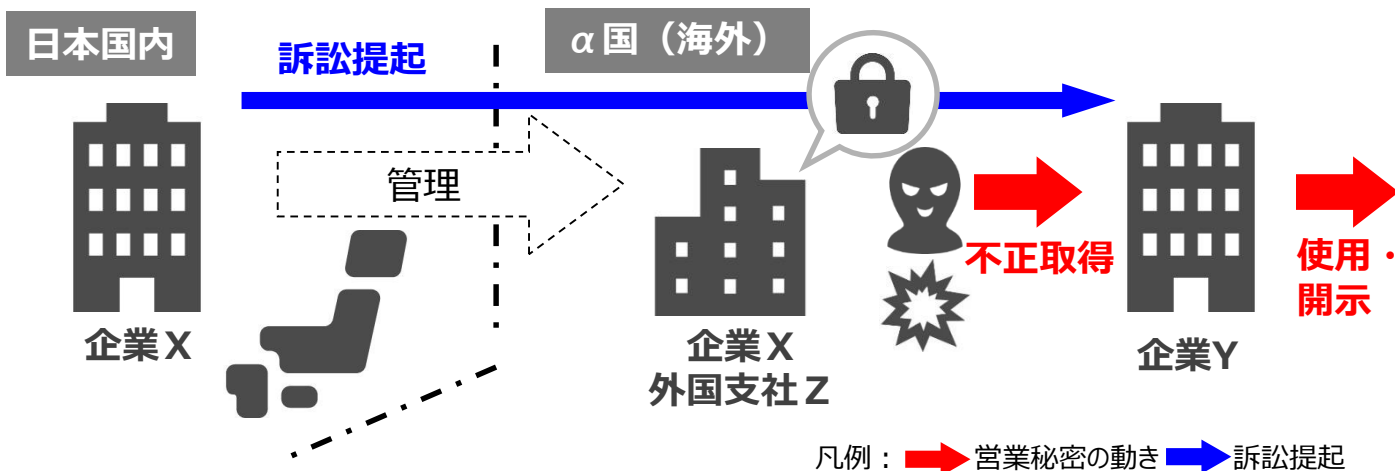
※2 不法行為に関する債務不存在確認の訴えについて不法行為地管轄の利用を肯定すると、加害者の選択する法廷地での応訴を強いる結果となり、問題視する見解がある。

【事例3－1】営業秘密にかかる事例③ 支社からの漏えい事案

企業Xが被害者となるケース

企業Xが、外国支社Zで管理している営業秘密が、企業Yによって海外で不正取得・使用・開示等された。

Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方

I 通則法（同法第17条）

- 【A】管理地法説《○》 → α 国法適用？
- 【B】行為地法説《◎》 → α 国法適用
- 【C】市場地法説《○》 → α 国法適用
- 【D】被害企業所在地法説《△》 → **日本法適用**（企業Xが日本企業である場合）

II 【E】絶対的強行法規説《○》 → **日本法適用**

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔A〕管理地説《○》 → 日本の管轄否定？
- 〔B〕行為地説《◎》 → 日本の管轄否定
- 〔C〕市場地説《○》 → 日本の管轄否定
- 〔D〕被害企業所在地説《△》 → **日本の管轄肯定**（企業Xが日本企業である場合）

【事例3-1】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ Yの行為は、企業Xが日本から管理・コントロールをしている営業秘密に対する侵害行為であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】

営業秘密が海外支社で使用等されていたとしても、日本本社が、管理方法を指定している、アクセス権を有している等、実質的な管理・コントロールを及ぼしているといえる事情があれば、日本で管理していると主張しやすくなるため、このような日本において管理しているといえる事情を積み重ねておくべき。

- ✓ Yの行為が不競法の刑事罰（特に国外犯処罰規定・海外重罰）の対象となる行為であることから※、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張。【E】
- ✓ （通則法第17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、）企業Xが管理する営業秘密に対する侵害行為であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ （企業Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [Yの財産が日本にあれば、]損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求についても密接な関連が認められるから、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ Yの行為は、企業Xが日本から管理・コントロールをしている営業秘密に対する侵害行為であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【A】

営業秘密が海外支社で使用等されていたとしても、日本本社が、管理方法を指定している、アクセス権を有している等、実質的な管理・コントロールを及ぼしているといえる事情があれば、日本で管理していると主張しやすくなるため、このような日本において管理しているといえる事情を積み重ねておくべき。

△ その他考えられる主張

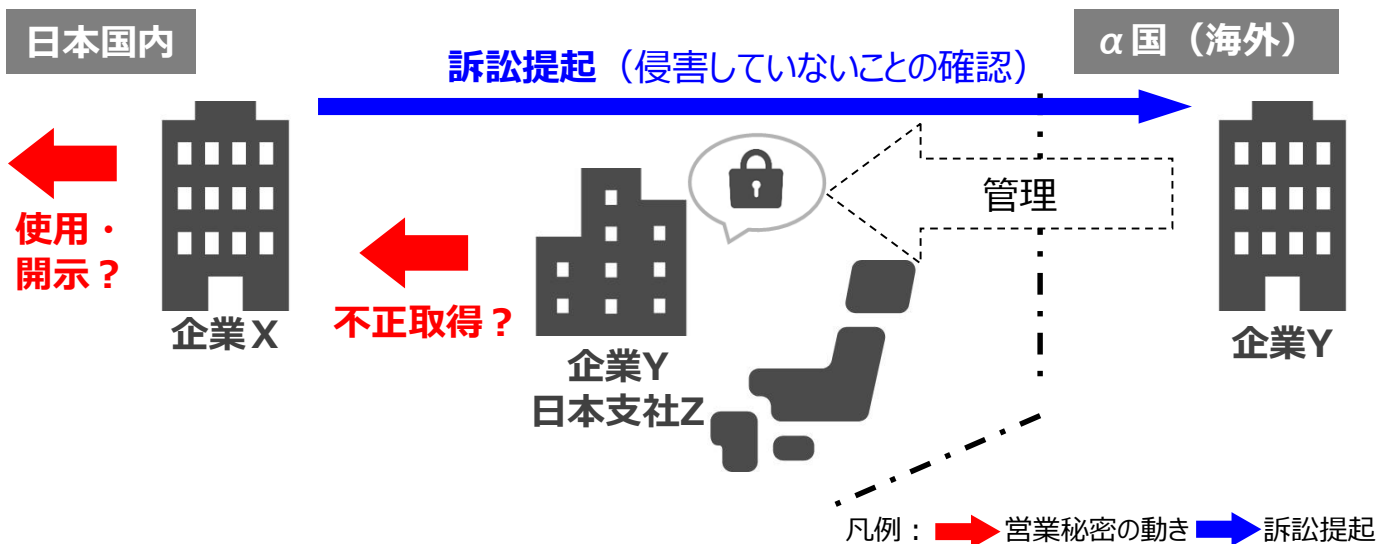
- ✓ （Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の管轄が認められるという主張。【D】

【事例3-2】営業秘密にかかる事例③ 支社からの漏えい事案

企業Xが加害者と主張されており反論を行うケース

企業Xが、企業Yが日本支社Zで管理している営業秘密を、日本で不正取得・使用・開示等したと疑われている。

Xは、Yに対し、侵害していないことの確認訴訟（債務不存在確認請求訴訟）を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方

I 通則法（同法第17条）

- [A] 管理地法説《○》 → 日本法適用？
- [B] 行為地法説《◎》 → 日本法適用
- [C] 市場地法説《○》 → 日本法適用
- [D] 被害企業所在地法説《△》 → α国法適用（企業Yがα国企業である場合）

II [E] 絶対的強行法規説《○》 → 日本法適用

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- [A] 管理地説《○》 → 日本の管轄肯定？
- [B] 行為地説《◎》 → 日本の管轄肯定
- [C] 市場地説《○》 → 日本の管轄肯定
- [D] 被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄否定（企業Yがα国企業である場合）

【事例3-2】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本の裁判所において、日本法を適用して、債務不存在確認請求訴訟を提起しようとするときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （仮にXの行為が不正競争行為に該当するとすれば、）Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり日本法が準拠法になるという主張。【B】
- ✓ （結果発生地が日本でないとしても、）Xの行為が、取得・使用・開示とも日本で行われていることが「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （Xの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの行為は、企業Yが日本支社Zを通じて管理する営業秘密に対する侵害行為であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】
- ✓ （Xの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの使用・開示行為の結果、日本市場における公正な競争が阻害されるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり日本法が準拠法になるという主張。【C】
- ✓ （仮にXの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの行為は不正競争法の刑事罰の対象となる行為であることから※1、日本法が絶対的強行法規として適用されるという主張【E】

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （仮にXの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張※2。【B】
- ✓ （Xの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの行為は、取得・使用・開示とも日本で行われているため、加害行為地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【全】

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （Xの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの行為は、企業Yが日本支社Zを通じて管理する営業秘密に対する侵害行為であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【A】
- ✓ （Xの行為が不正競争に該当するとすれば、）Xの使用・開示行為の結果、日本市場における公正な競争が阻害されるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり日本に管轄が認められるという主張。【C】

△ その他考えられる主張

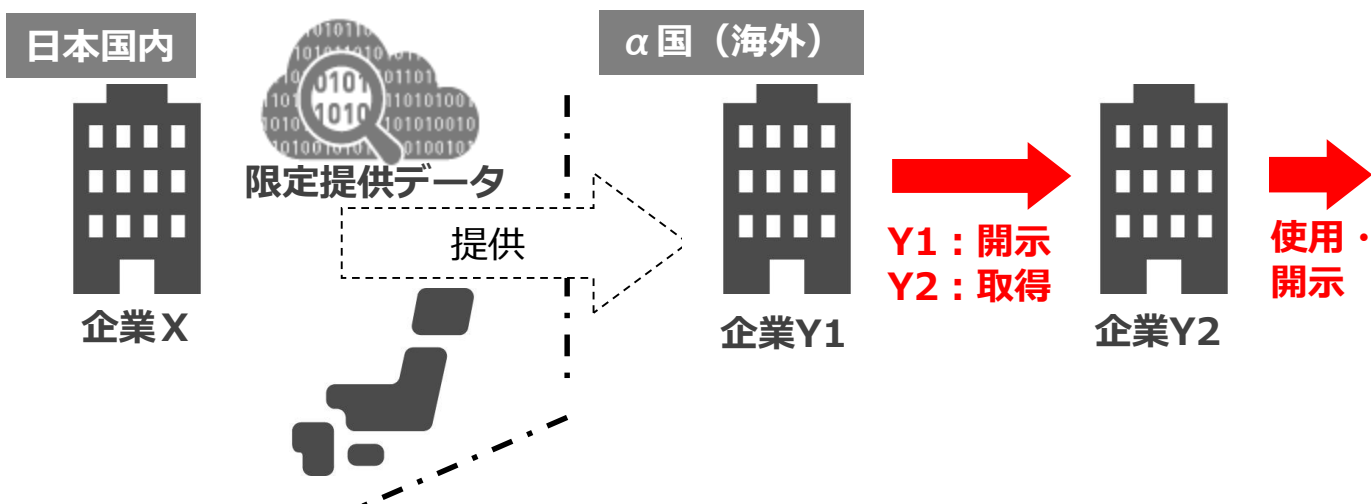
- ✓ （仮に外国において、YのX（+Z）に対する差止請求・損害賠償請求がなされている等の場合には、）〔Yが日本にも支社を有すること等、〕Yが日本の裁判所で応訴することに特段の支障がないことや、（Yが主張する）Xによる不正競争行為に関する証拠等の証拠が日本に集中していること等の事情があるため、特別の事情による訴えの却下（民訴法第3条の9）は認められないという主張。

※1 取得・使用・開示について22条1項2号、21条1項1号・2号に該当しうる

※2 不法行為に関する債務不存在確認の訴えについて不法行為地管轄の利用を肯定すると、加害者の選択する法廷地での応訴を強いる結果となり、問題視する見解がある。

【事例4】限定提供データにかかる事例 提供先からの漏えい事案

企業Xが、企業Y1に自社の限定提供データを提供したところ、Y1が当該Xの限定提供データを企業Y2に開示、Y2が海外で不正取得・使用・開示等した。
Xが、Y1・Y2それぞれに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条）

- [A] 管理地法説《○》 → 日本法適用
- [B] 行為地法説《◎》 → α国法適用
- [C] 市場地法説《○》 → α国法適用
- [D] 被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用（企業Xが日本企業である場合）

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- [A] 管理地説《○》 → 日本の管轄肯定
- [B] 行為地説《◎》 → 日本の管轄否定
- [C] 市場地説《○》 → 日本の管轄否定
- [D] 被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定（企業Xが日本企業である場合）

【事例4】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本法の適用を主張する場合、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

Y1（不正開示した企業）に対する主張

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [X・Y1間の利用契約等に反する守秘義務違反・第三者提供禁止義務違反が認められれば、]「当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われた」（通則法第20条）場合に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。【全】

限定提供データを提供する際の利用規約等において、紛争が生じた場合の準拠法を日本法とすることを合意しておくことで、訴訟提起の際、日本法を準拠法として適用できる可能性が高まる。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 企業Xが日本で管理・コントロールする限定提供データに対する侵害行為であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】
- ✓ （通則法17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、）企業Xが日本で管理・コントロールする限定提供データに対する侵害行為であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ （企業Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

Y2（不正取得・使用した企業）に対する主張

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 企業Xが管理する限定提供データに対する侵害行為であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【A】
- ✓ （特に、転得者Y2との関係では、予見可能性（通則法第17条但書）が問題となるが、）[Y1との間に共同不法行為が成立し得る関係があれば、]日本での結果発生につき予見可能性があり、日本法が準拠法になるという主張（通則法第17条但書）。
- ✓ （通則法17条の適用によって外国法が準拠法として選択されたとしても、）企業Xが管理する限定提供データに対する侵害行為であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、最密接関係地法である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ （企業Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

【事例4】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本の裁判所の国際裁判管轄を主張する場合、どのような主張が可能か。

2. 国際裁判管轄

Y1（不正開示した企業）に対する主張

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [X・Y1間の利用契約等において合意管轄の約定があれば、]合意管轄（民訴法第3条の7）が認められるという主張。〔全〕

限定提供データを提供する際の利用規約等において、合意管轄地を日本の裁判所と合意しておくことで、訴訟提起の際、日本の裁判所の管轄を主張できる可能性が高まる。

- ✓ [X・Y1間の利用規約等に反する守秘義務違反・第三者提供禁止義務違反が認められれば、]債務不履行に基づく請求には、契約上の債務に関する訴えの管轄（民訴法第3条の3第1号）が認められ、不競法違反に基づく請求にも併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。〔全〕
- ✓ [Y1の財産が日本にあれば、]損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。〔全〕

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 企業Xが管理・コントロールする限定提供データに対する侵害行為であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。〔A〕

△ その他考えられる主張

- ✓ （Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の管轄が認められるという主張。〔D〕

【事例4】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本の裁判所の国際裁判管轄を主張する場合、どのような主張が可能か。

Y2（不正取得・使用した企業）に対する主張

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓〔Y1に対する訴えについて国際裁判管轄が認められる場合で、Y1・Y2間に共同不法行為が成立し得る関係がある場合には、〕「訴訟の目的である…義務が数人について共通であるとき」にあたるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。
- ✓〔Y2の財産が日本にあれば、〕損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。〔全〕

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 企業Xが管理・コントロールする限定提供データに対する侵害行為であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。〔A〕
- ✓（特に、転得者Y2との関係では、予見可能性が問題となるが、）〔Y1との間に共同不法行為が成立し得る関係があれば、〕日本での結果発生につき予見可能性があるため、日本に管轄が認められるという主張（民訴法第3条の3第8号）。
- ✓ Y1に対する訴えについて国際裁判管轄が認められる場合で、（Y1・Y2間に共同不法行為が成立し得る関係がない場合であっても、）Y2が不正開示行為の存在等について悪意であれば、「同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき」にあたるので、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

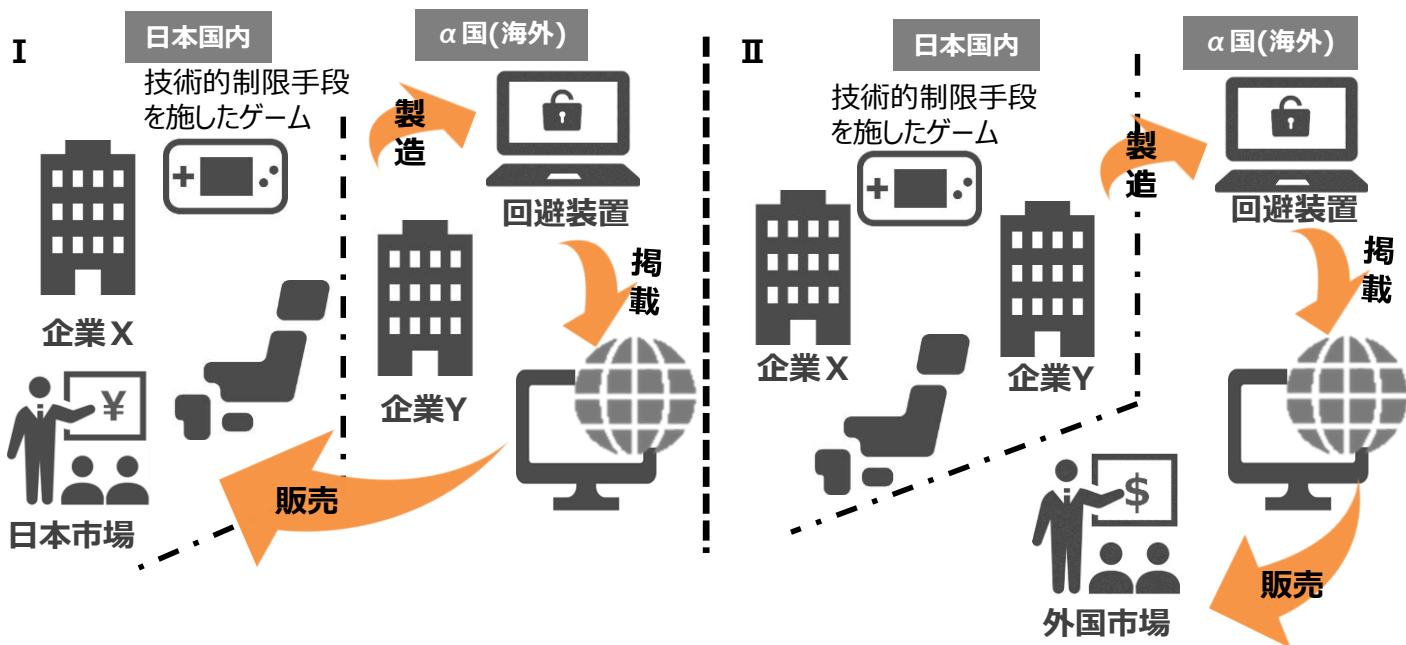
△ その他考えられる主張

- ✓（Xが日本企業である場合、）被害企業である企業Xの主たる営業所の所在地は日本であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の管轄が認められるという主張。〔D〕

【事例5】技術的制限手段にかかる事例① 無効化装置の譲渡事案

企業Yは、「企業Xの製品に用いられている技術的制限手段」を「無効化する装置」を、(Ⅰ) 外国で製造し、日本市場向けに、(Ⅱ) 日本で製造し、外国市場向けに、海外サーバ上のウェブに掲載した上、譲渡した。

Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条）

- 【B】行為地法説《◎》→ **日本法適用**
- 【C】市場地法説《△》→ **日本法適用**
- 【D】被害企業所在地法説《△》→ **日本法適用**

- 【B】行為地法説《◎》→ α国法適用
- 【C】市場地法説《△》→ α国法適用
- 【D】被害企業所在地法説《△》→ **日本法適用**

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔B〕行為地説《◎》→ **日本の管轄肯定**
- 〔C〕市場地説《△》→ **日本の管轄肯定**
- 〔D〕被害企業所在地説《△》→ **日本の管轄肯定**

- 〔B〕行為地説《◎》→ 日本の管轄否定
- 〔C〕市場地説《△》→ 日本の管轄否定
- 〔D〕被害企業所在地説《△》→ **日本の管轄肯定**

【事例5】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 事例5－Ⅱにおいて、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓〔日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、〕日本においても、侵害行為が行われているといえ、日本に対する行為の結果発生地は日本であるため（通則法第17条）、日本法が準拠法になるという主張。【B】
- ✓〔（上記主張等に基づき）日本における結果発生も認められるのであれば、〕日本及び外国における侵害行為が行われていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xが施す技術的制限手段に対する不正競争であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】
- ✓ 日本で無効化装置の製造行為が行われていることが「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓〔Yの財産が日本にあれば、〕損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。
- ✓〔いずれかの理由に基づき、Yによる日本における侵害行為も認められる場合、〕日本において事業を行っていると認められるため、事業遂行地管轄（民訴法第3条の3第5号）が認められるという主張。
- ✓〔いずれかの理由に基づき、Yによる日本における侵害行為も認められる場合、〕海外市場向けの侵害行為についても、併合請求による管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓（日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、）日本においても、侵害行為が行われているといえ、不法行為地管轄（民訴法第3条の3第8号）が認められるという主張。【B】

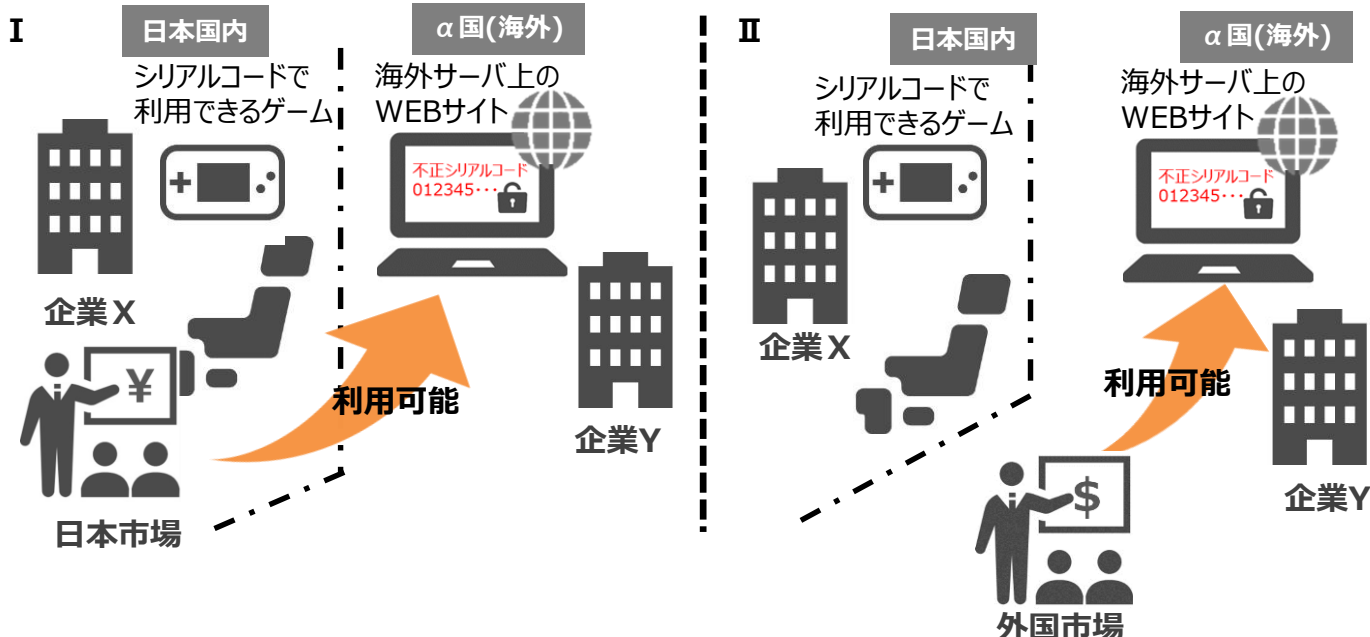
△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xが施す技術的制限手段に対する不正競争であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の裁判所に管轄が認められるという主張。【D】
- ✓ 直接の構成要件該当行為ではないものの、構成要件該当行為である譲渡行為等に繋がりうる無効化装置の製造行為が日本で行われているため、加害行為地（結果発生地）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張（民訴法第3条の3第8号）。

【事例6】技術的制限手段にかかる事例② 不正シリアルコードの提供事案

企業Yが、「企業Xの製品に用いられている技術的制限手段」を「無効化する不正シリアルコード」を海外サーバ上のWEBサイトにアップした（Ⅰ：日本から利用可能な場合 Ⅱ：海外で利用可能な場合）。

Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条）

- 【B】行為地法説《◎》 → 日本法適用
- 【C】市場地法説《△》 → 日本法適用
- 【D】被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用

- 【B】行為地法説《◎》 → α国法適用
- 【C】市場地法説《△》 → α国法適用
- 【D】被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 【B】行為地説《◎》 → 日本の管轄肯定
- 【C】市場地説《△》 → 日本の管轄肯定
- 【D】被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定

- 【B】行為地説《◎》 → 日本の管轄否定
- 【C】市場地説《△》 → 日本の管轄否定
- 【D】被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定

【事例6】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 事例6 – IIにおいて、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、]日本においても、侵害行為が行われているといえ、日本に対する行為の結果発生地は日本であるため（通則法第17条）、日本法が準拠法になるという主張。【B】
- ✓ [（上記主張等に基づき）日本における結果発生も認められるのであれば、]日本及び外国における侵害行為が行われていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xが施す技術的制限手段に対する不正競争であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [Yの財産が日本にあれば、]損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。
- ✓ [いずれかの理由に基づき、Yによる日本における侵害行為も認められる場合、]日本において事業を行っていると認められるため、事業遂行地管轄（民訴法第3条の3第5号）が認められるという主張。
- ✓ [いずれかの理由に基づき、Yによる日本における侵害行為も認められる場合、]海外における侵害行為についても、併合請求による管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

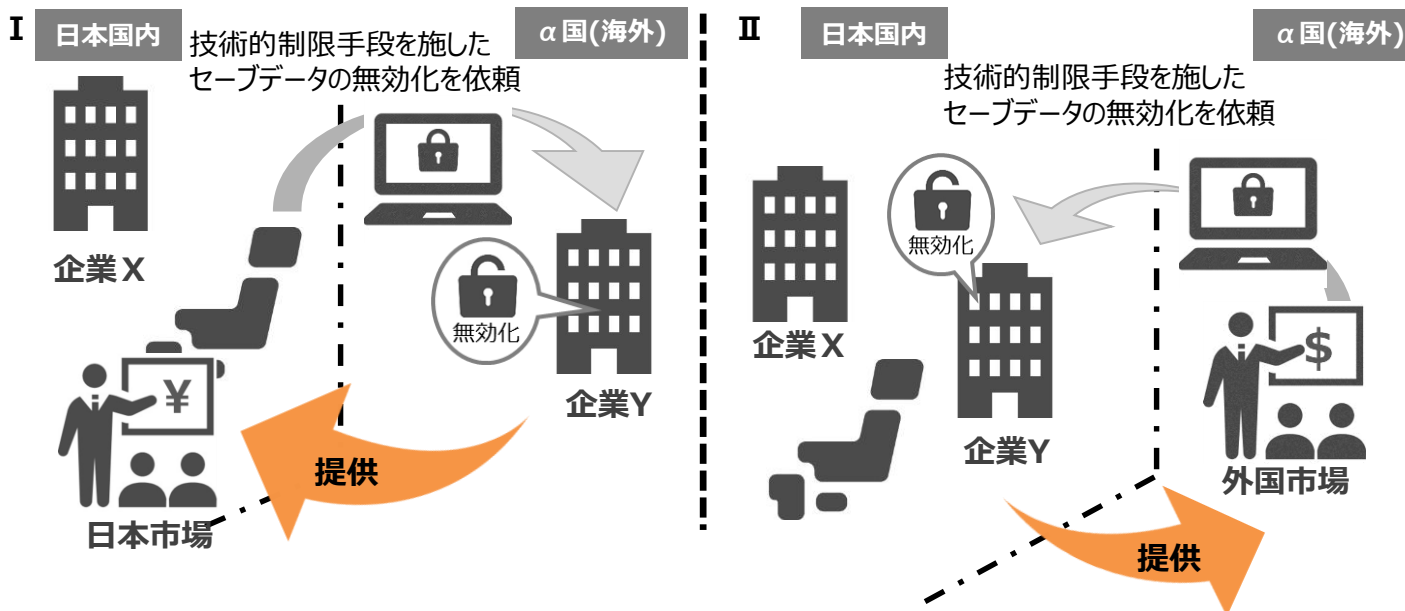
- ✓ （日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、）日本においても、侵害行為が行われているといえ、不法行為地管轄（民訴法第3条の3第8号）が認められるという主張。【B】

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xが施す技術的制限手段に対する不正競争であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の裁判所に管轄が認められるという主張。【D】

【事例 7】技術的制限手段にかかる事例③ 無効化サービスの提供事案

企業Yが、「企業Xの製品に用いられている技術的制限手段」を「無効化するサービス」を
（Ⅰ）海外から日本市場向けに、（Ⅱ）日本から海外市場向けに、提供。
Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条）

- 【B】行為地法説《◎》 → 日本法適用
- 【C】市場地法説《△》 → 日本法適用
- 【D】被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用

- 【B】行為地法説《◎》 → α国法適用
- 【C】市場地法説《△》 → α国法適用
- 【D】被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 【B】行為地説《◎》 → 日本の管轄肯定
- 【C】市場地説《△》 → 日本の管轄肯定
- 【D】被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定

- 【B】行為地説《◎》 → 日本の管轄否定
- 【C】市場地説《△》 → 日本の管轄否定
- 【D】被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定

【事例7】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 事例7－Ⅱにおいて、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、]日本においても、侵害行為が行われているといえ、日本における行為の結果発生地は日本であるため（通則法第17条）、日本法が準拠法になるという主張。【B】
- ✓ [（上記主張等に基づき）日本における結果発生も認められるのであれば、]日本及び外国に対する侵害行為が行われていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xが施す技術的制限手段に対する不正競争であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】
- ✓ 日本で無効化行為が行われていることが「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [Yの財産が日本にあれば、]損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。
- ✓ [いずれかの理由に基づき、Yによる日本における侵害行為も認められる場合、]日本において事業を行っているため、事業遂行地管轄（民訴法第3条の3第5号）が認められるという主張。
- ✓ [いずれかの理由に基づき、Yによる日本における侵害行為も認められる場合]、海外における侵害行為についても、併合請求による管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

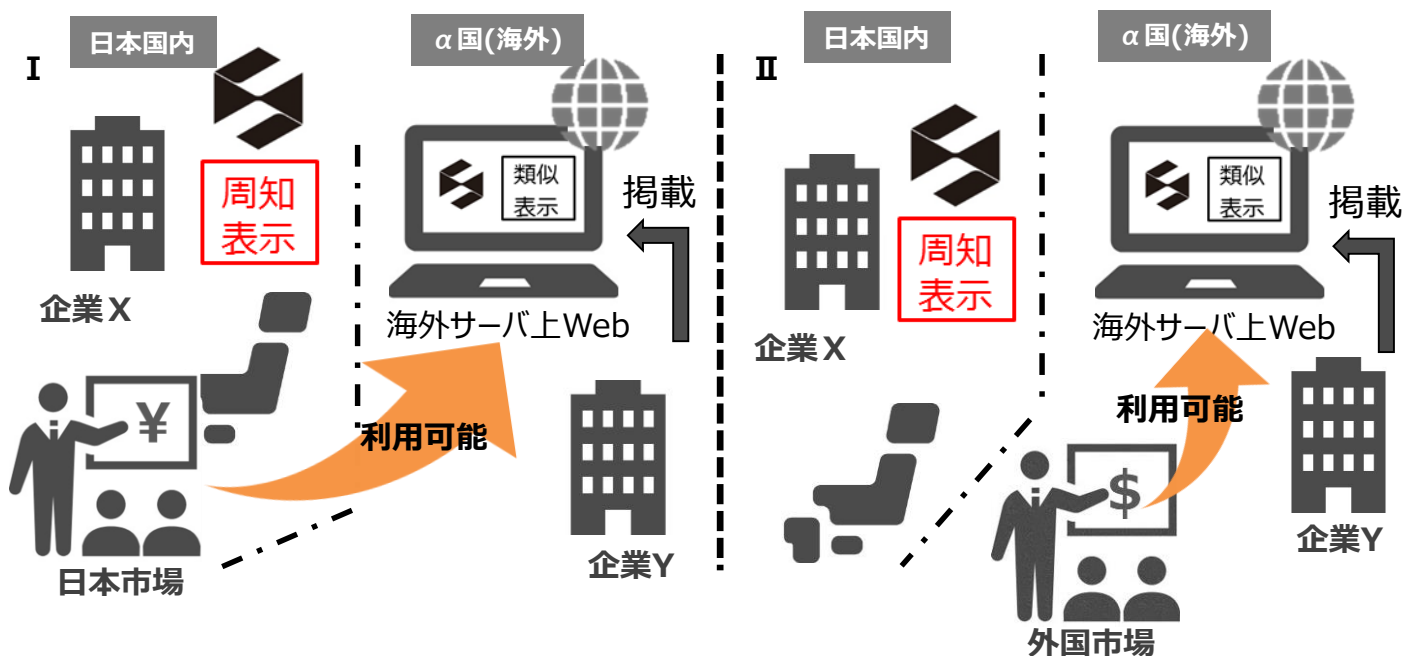
- ✓ （日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、）日本においても、侵害行為が行われているといえるため、不法行為地管轄（民訴法第3条の3第8号）が認められるという主張。【B】

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xが施す技術的制限手段に対する不正競争であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本の裁判所に管轄が認められるという主張。【D】
- ✓ 直接の構成要件該当行為ではないものの、構成要件該当行為であるサービスの提供行為に繋がりうる無効化行為が日本で行われているため、加害行為地（結果発生地）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張（民訴法第3条の3第8号）。

【事例8】商品等表示（周知表示）にかかる事例 海外サーバ上での商品等表示使用事案

企業Yが、企業Xの周知の商品等表示と類似の表示を付した商品を、（Ⅰ）日本市場向けに、（Ⅱ）海外市場向けに、海外サーバ上のWebに掲載。
Xは、Yに対し差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条）

- 〔B〕 行為地法説《△》 → 日本法適用
- 〔C〕 市場地法説《◎》 → 日本法適用
- 〔D〕 被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用

- 〔B〕 行為地法説《△》 → α国法適用
- 〔C〕 市場地法説《◎》 → α国法適用
- 〔D〕 被害企業所在地法説《△》 → 日本法適用

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔B〕 行為地説《△》 → 日本の管轄肯定
- 〔C〕 市場地説《◎》 → 日本の管轄肯定
- 〔D〕 被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定

- 〔B〕 行為地説《△》 → 日本の管轄否定
- 〔C〕 市場地説《◎》 → 日本の管轄否定
- 〔D〕 被害企業所在地説《△》 → 日本の管轄肯定

【事例8】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 事例8－Ⅱにおいて、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓〔日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、〕Xは、日本市場においても、事業利益を喪失することになるため、日本市場に対する行為の結果発生地は日本であり（通則法第17条）、日本法が準拠法になるという主張。【C】
- ✓〔（上記主張等に基づき、）日本市場における結果発生も認められるのであれば、）日本市場及び外国市場に対する侵害行為が行われていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xの周知表示に対する不正競争であることから、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】
- ✓ 日本で信用低下という保護法益に対する侵害が生じていることが「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓〔Yの財産が日本にあれば、〕損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。
- ✓〔いずれかの理由に基づき、Yによる日本市場に対する侵害行為も認められる場合、〕日本において事業を行っているため、事業遂行地管轄（民訴法第3条の3第5号）が認められるという主張。
- ✓〔いずれかの理由に基づき、Yによる日本市場向けの侵害行為も認められる場合、〕海外市場向けの侵害行為についても、併合請求による管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

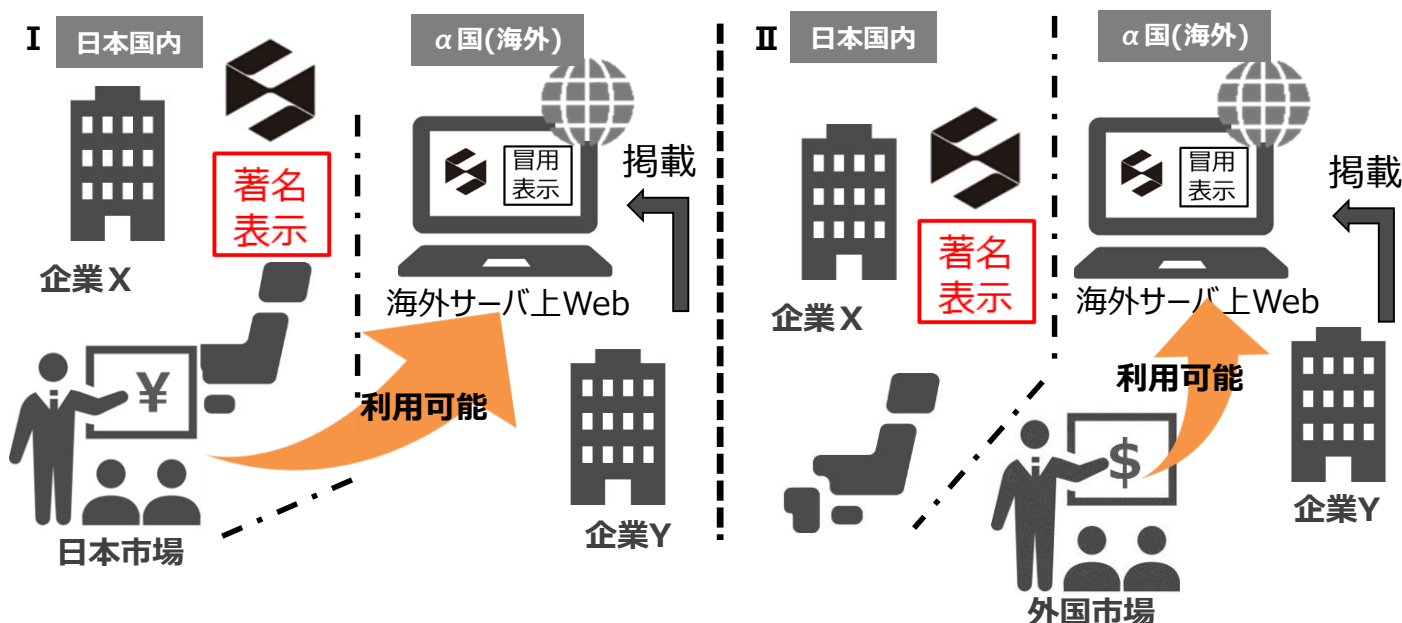
- ✓（日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、）Xは、日本市場においても、事業利益を喪失することになるため、日本市場に対する行為の結果発生地は日本であり（民訴法第3条の3第8号）、不法行為地管轄が認められるという主張。【C】

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xの周知表示に対する不正競争であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【D】

【事例9】商品等表示（著名表示）にかかる事例 海外サーバ上での商品等表示使用事案

企業Yが、企業Xの著名な商品等表示と類似の表示（冒用表示）を付した商品を、
（Ⅰ）日本市場向けに、（Ⅱ）海外市場向けに、海外サーバ上のWebに掲載。
Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条）

- 〔B〕行為地法説《△》→ 日本法適用
- 〔C〕市場地法説《◎》→ 日本法適用
- 〔D〕被害企業所在地法説《△》→ 日本法適用

- 〔B〕行為地法説《△》→ α国法適用
- 〔C〕市場地法説《◎》→ α国法適用
- 〔D〕被害企業所在地法説《△》→ 日本法適用

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔B〕行為地説《△》→ 日本の管轄肯定
- 〔C〕市場地説《◎》→ 日本の管轄肯定
- 〔D〕被害企業所在地説《△》→ 日本の管轄肯定

- 〔B〕行為地説《△》→ 日本の管轄否定
- 〔C〕市場地説《◎》→ 日本の管轄否定
- 〔D〕被害企業所在地説《△》→ 日本の管轄肯定

【事例9】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 事例9 – IIにおいて、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、]Xは、日本市場においても、事業利益を喪失することになるため、日本市場に対する行為の結果発生地は日本であり（通則法第17条）、日本法が準拠法になるという主張。【C】
- ✓ [（上記主張等に基づき、）日本市場における結果発生も認められるのであれば、]日本市場及び外国市場に対する侵害行為が行われていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xの著名表示に対する不正競争行為であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】
- ✓ 日本でダイリューション・ポリューションという保護法益に対する侵害が生じていることが「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [Yの財産が日本にあれば、]損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。
- ✓ [いずれかの理由に基づき、Yによる日本市場向けの侵害行為も認められる場合]、海外市場向けの侵害行為についても、併合請求による管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

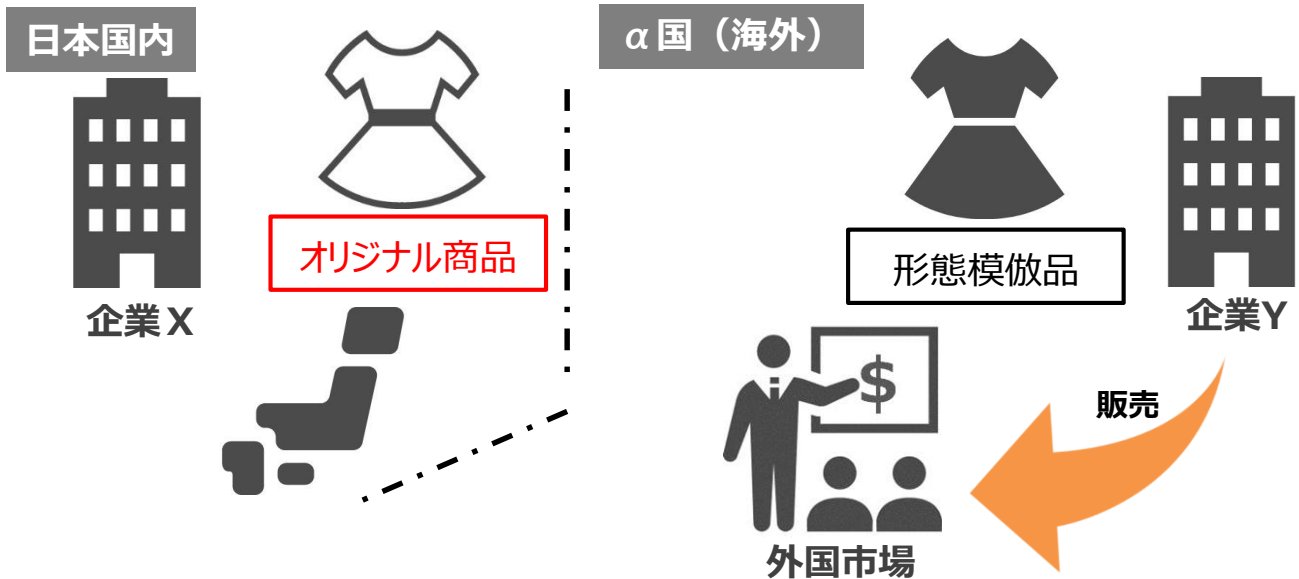
- ✓ （日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、）Xは、日本市場においても、事業利益を喪失することになるため、日本市場に対する行為の結果発生地は日本であり（民訴法第3条の3第8号）、不法行為地管轄が認められるという主張。【C】

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xの著名表示に対する不正競争行為であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【D】

【事例10】形態模倣品侵害にかかる事例 海外での形態模倣品販売事案

企業Yが、企業Xの商品の形態を模倣した商品を、海外で販売。
Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条）

- 【B】行為地法説《△》 → α 国法適用
- 【C】市場地法説《◎》 → α 国法適用
- 【D】被害企業所在地法説《△》 → **日本法適用**

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔B〕行為地説《△》 → 日本の管轄否定
- 〔C〕市場地説《◎》 → 日本の管轄否定
- 〔D〕被害企業所在地説《△》 → **日本の管轄肯定**

【事例10】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

事例10について、本委員会では、準拠法を日本法とするための「◎多数の者の支持が得られると考えられる主張」、「○一定の支持が得られると考えられる主張」は見いだせなかった。

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xの商品に対する不正競争であるため、結果発生地（通則法第17条）は日本であり、日本法が準拠法になるという主張。【D】
- ✓ 日本で各国市場での売上減少等の被害の最終的な効果が生じていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ [Yの財産が日本にあれば、]損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ 企業Xの商品に対する不正競争行為（形態模倣行為）であるため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【D】

【事例11】信用毀損にかかる事例① 海外取引先への虚偽事実告知事案

企業Yが、企業Xの信用を毀損する事実をXの海外取引先Zへ告知。
Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。

日本国内



α国（海外）



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条・第19条）

- 【B】行為地法説《△》 → α 国法適用
- 【C】市場地法説《○》 → α 国法適用
- 【D】被害企業所在地法説（通則法19条説）《○》 → **日本法適用**

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔B〕行為地説《△》 → 日本の管轄否定
- 〔C〕市場地説《○》 → 日本の管轄否定
- 〔D〕被害企業所在地説《○》 → **日本の管轄肯定**

【事例11】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 本事例において、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ Yの行為は、「信用を毀損する不法行為」（通則法第19条）に該当するため、「主たる事業所の所在地」である日本法が準拠法になるという主張。【D】

△ その他考えられる主張

- ✓ （仮に通則法第17条によって性質決定されとしても、）Xの主たる事業所の所在地が日本であること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当し、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

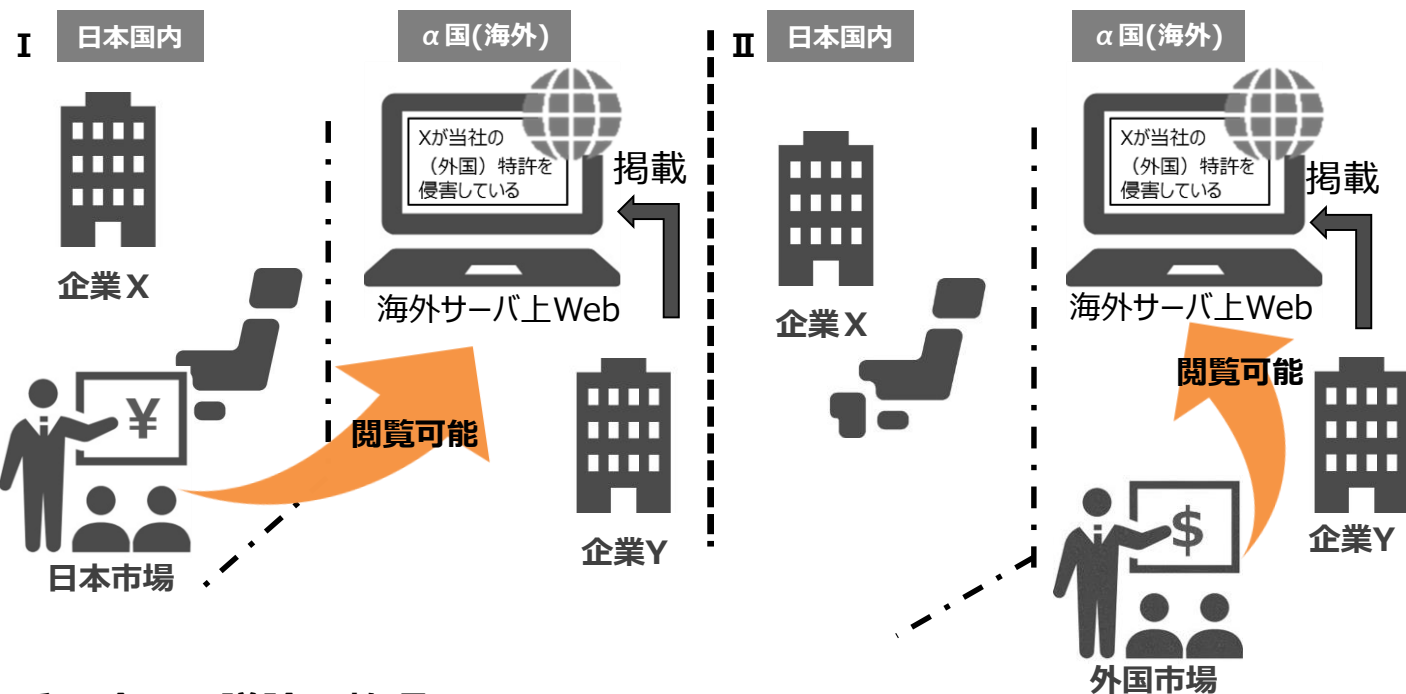
- ✓ [Yの財産が日本にあれば、]損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ Yの行為の結果は、Xの主たる事業所の所在地である日本で発生するため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【D】

【事例12】信用毀損にかかる事例② 海外サーバ上での虚偽事実流布事案

企業Yが、企業Xの信用を毀損する事実を海外サーバ上のWebに掲載し、（Ⅰ）日本市場から、（Ⅱ）海外市場から、閲覧可能な状態にある。
Xは、Yに対し、差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



委員会での議論の整理

1. 準拠法についての基本的な考え方（通則法第17条）

- 〔B〕 行為地法説《△》 → **日本法適用**
- 〔C〕 市場地法説《○》 → **日本法適用**
- 〔D〕 被害企業所在地法説《○》 → **日本法適用**

- 〔B〕 行為地法説《△》 → α国法適用
- 〔C〕 市場地法説《○》 → α国法適用
- 〔D〕 被害企業所在地法説《○》 → **日本法適用**

2. 国際裁判管轄についての基本的な考え方（民訴法第3条の3第8号）

- 〔B〕 行為地説《△》 → **日本の管轄肯定**
- 〔C〕 市場地説《○》 → **日本の管轄肯定**
- 〔D〕 被害企業所在地説《○》 → **日本の管轄肯定**

- 〔B〕 行為地説《△》 → 日本の管轄否定
- 〔C〕 市場地説《○》 → 日本の管轄否定
- 〔D〕 被害企業所在地説《○》 → **日本の管轄肯定**

【事例12】について日本法の適用・日本の管轄を主張する方策

- 事例12－Ⅱにおいて、企業Xが、日本法の適用や日本の裁判所の国際裁判管轄を主張するときに、どのような主張が可能か。

1. 準拠法

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ Yの行為は、「信用を毀損する不法行為」（通則法第19条）に該当するため、「主たる事業所の所在地」である日本法が準拠法になるという主張。【D】
- ✓ （仮に通則法第17条によって性質決定されとしても、）「日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、」日本市場においても、侵害行為が行われているといえ、日本市場に対する行為の結果発生地は日本であるため（通則法第17条）、日本法が準拠法になるという主張。【B】
- ✓ 「日本市場における結果発生も認められるのであれば、」日本市場及び外国市場に対する侵害行為が行われていること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当するため、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

△ その他考えられる主張

- ✓ （仮に通則法第17条によって性質決定されとしても、）Xの主たる事業所の所在地が日本であること、市場地を特定することができないこと、市場地が広範に渡ること等が「その他の事情」（通則法第20条）に該当し、「明らかに…より…密接な関係がある他の地…の法」である日本法が準拠法になるという主張。

2. 国際裁判管轄

◎ 多数の者の支持が得られると考えられる主張

- ✓ 「Yの財産が日本にあれば、」損害賠償請求については民訴法第3条の3第3号の管轄が認められ、また、差止請求にも密接な関連が認められるため、併合管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。
- ✓ 「いずれかの理由に基づき、Yによる日本市場向けの侵害行為も認められる場合」、海外市場向けの侵害行為についても、併合請求による管轄（民訴法第3条の6）が認められるという主張。

○ 一定の支持が得られると考えられる主張

- ✓ （日本で結果が発生していない根拠として、ジオブロックの存在が挙げられており、当該ジオブロックの回避が容易であるといった事情があれば、）日本市場においても、侵害行為が行われており、不法行為地管轄（民訴法第3条の3第8号）が認められるという主張。【B】
- ✓ Yの行為の結果は、Xの主たる事業所の所在地である日本で発生するため、結果発生地（民訴法第3条の3第8号）は日本であり、日本に管轄が認められるという主張。【D】